

平成24年度「市民の声提案箱」回答状況

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
37	9月21日	電子メール	地域振興課	<p>秋田県にある”国際教養大学”のような大学を誘致すべきです 国立です。</p> <p>大学の詳細を調べていただければきっと興味が沸くと確信します。一つだけ例えると就職率100パーセントです。</p> <p>秋田県にこのような大学が存在している意味は、境港市にも可能性が十分あるということです。</p> <p>鳥取市の環境大学とは全く方向性の違う大学ですので、比較せず先入観もすべてなくして検討していただきたい。</p> <p>この学校長の経歴なども調べられたら良いと思います。</p>	<p>国際教養大学は、単科大学であり、海外とのコミュニケーション能力を重視し、ほとんどの授業を英語で行うほか、多くの留学生を受け入れるなどグローバルスタンダードな大学創りを行っており、北東アジアのゲートウェイを目指している本市にとりましても興味深いものであります。</p> <p>しかしながら、大学を誘致するためには、地元自治体が、校地の無償譲渡や補助金の支出、開校後も大学の運営費を支出するなど、多くを負担するケースも見られます。</p> <p>秋田県の場合、校舎を無償譲渡し、施設整備に約34億円を支出しているほか、運営費を毎年度約10億円支出している状況でありますので、境港市単独での誘致は難しいものと考えております。</p>
38	10月17日	電子メール	生涯学習課	<p>まず結論から申し上げます。市内で韓国語を学べる機関や教室を設けるべきだと思います。公民館活動は定員いっぱい、商工会議所の教室は今年度まだ未定だとききました。商工会議所のも始まりの時間が早く、仕事上間に合わないという話もよく聞きます。仁川への定期便や利用者支援制度まで設けてあり、DBSクルーズまでであるのであれば、文化や言葉を学べる門戸を広げる必要もあるのでは。</p>	<p>日頃から境港市政につきましては、ご理解・ご協力をいただき有り難うございます。ご指摘の通り、近年境港市は、国際コンテナ航路である中国、韓国航路とともに、韓国の東海、ロシアのウラジオストクと結ばれる定期貨客船航路の開設など、環日本海に向けた拠点港の役割を果たすと同時に、国際交流事業も行っています。</p> <p>韓国語講座は、地区公民館(外江、境、誠道)でも実施していますが長く続けられている方が多く、初めての方が途中から参加しにくい状況のようです。</p> <p>現在、韓国語講座を含めた講座等を計画しているところです。講座の実施が決定した場合は、市報等でご案内させていただきます。</p> <p>今後も市民ニーズに応えたテーマや学習テーマを取り入れた講座等を実施できるように努めて参りたいと思います。</p>
39	10月10日	電子メール	通商観光課	<p>先日、兵庫県朝来市和田山町竹田の日本のマチュピチュといわれる竹田城に行きました。地元の保存会が開催した朝日を見る会に約100名の方が参加され、私は遠くから来て下さったとの事で皆さんの前で紹介されました。</p> <p>せっかくだからと思い挨拶の中で「ぜひ境港の水木ロードに来て下さい」とPRをしましたが、その時PRのパンフレットがあればな、と思いました。</p> <p>多分、これから水木ロードへの観光客は減少していくのではとされます。</p> <p>市民一人ひとりがこのような機会を利用して我が町の観光資源を少しでも売り込む姿勢が必要ではと思います。</p> <p>PRのパンフレットを各公民館に置いて利用できる様にすべきではと思います。</p>	<p>まず初めに、このたび「水木しげるロード」をPRいただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>境港市や境港市観光協会でも、全国に向けた様々な観光PRを行っておりますが、より多くのお客様にお越しいただくためには、市民の皆様のご協力が大変重要であると考えております。</p> <p>ご提案の件につきましては、今後、観光PRパンフレットをより効果的に活用するため、多くの市民の方にご覧いただけるよう、各公民館に設置してまいります。</p> <p>また、まとまった部数が必要な場合は、公民館職員か、通商観光課にお申し付けいただきますようお願いいたします。</p> <p>このたびのご提案、ならびにご協力に対し、心より感謝申し上げます。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
40	10月13日	回答不要	教育総務課	<p>残念なことに、鳥取県でも、いじめ自殺未遂が発生しました。そこで、コーチングのノウハウで、アイデアマップと言うものがあります。これを活用して、学校のホームルーム、道徳の時間などに、生徒達に、命の大切さを考えさせてはどうでしょう。</p> <p>今までのティーチングで、命が大事だ、いじめはダメだなどと何度言っても、教えてもダメなのは、じゃ、なぜ、命が大事なのか、なぜ、いじめはいけないことなのかが、深く認知できていなかったからではないでしょうか。</p> <p>そう言う事を生徒自身が、考え、納得すれば、自ずと、生徒達自身で、互助行動をするようになるのではないかと思います。</p> <p>さらに、コーチングにおいては、ティーチングと違い、ただの知識にとどまらず、行動することに焦点を置き、行動を促します。</p> <p>だから、場合によっては、一つのアイデアとして、生徒達自身で、自営団を組織したりするかもしれません。</p> <p>いずれにしろ、上からの押しつけだけでは、問題解決は、難しくなっているように思うのですが。</p>	<p>貴重なご提案、誠にありがとうございました。「回答不要」で提案いただいたご意見につきましては、担当課において業務の参考とさせていただきます。</p> <p>□</p>
41	10月15日	文書	市民課	<p>組合健保から国保への加入手続きを行った。</p> <p>最初に必要書類を確認して窓口に行ったが、同一世帯で、国保にすでに加入している息子の保険証も必要とのことだった。</p> <p>係員に聞いていないと言ったところ、「それを話されましたか?」と言われた。係員は専門家なので可能性のある必要なことは、窓口側から尋ねるべきです。</p> <p>今後、窓口担当者に、全ての可能性の有る必要書類を説明するよう義務づけてください。(ルール化、マニュアルの作成)</p>	<p>国保加入手続きについて、事前にお問い合わせをいただいたにもかかわらず、窓口の不手際により、再度お越しいただかなければならなかったとのこと、ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんでした。</p> <p>昨年度までは、保険証が世帯式であったこともあり、同一世帯に国保加入者がおられるかどうかは、必ず確認しなければならないこととなっております。</p> <p>しかし、今年度より個人単位のカード式保険証になり、ほとんどの場合、持参していただくなくても手続きができるようになったため、確認漏れが生じてしまったものと思われます。</p> <p>※本件の場合は、国保の「世帯主」を息子さんに設定しておられましたので、本来の世帯主であるお父様の加入により、国保の「世帯主」をお父様に戻す手続きが必要になりました。このため、息子さんの保険証の世帯主欄の修正が必要になり、保険証の持参をお願いしました。</p> <p>今回、いただいたご意見を基に係内で検討し、同一世帯内における国保加入者の有無の確認の徹底を図るとともに、加入手続きに必要な事項をまとめたチラシを作成し、お問い合わせいただいた方にはお渡しするよう改善を図ったところでございます。</p> <p>貴重なご意見をありがとうございました。</p>
42	10月15日	文書	自治防災課	<p>市民の声提案箱の用紙を記入する場所に、椅子があった方が座って記入できるので、椅子を設置して欲しい。</p>	<p>この度はご提案いただきありがとうございました。</p> <p>直接市役所で来所された市民の皆様が、「市民の声提案箱」を気持ちよく利用していただくために、ご提案のように椅子をカウンター内に設置することといたしました。</p> <p>さらに、市民の皆様がご利用になりやすいように、併せまして机の設置と、記載所の案内表示を行うことといたします。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
43	10月19日	文書	市民課	<p>組合健保から国保へ変更し、保険証を交付してもらった。 保険証の裏側に臓器提供意思表示欄があるが、記入後、病院で診療を受ける際、その意思が他人に見られることになる。 個人情報のひとつなので記入部分を他に見られることは避けるべきと思う。 対応として該当部分を隠すシールも一緒に配布してはどうか。 尚、他の組合健保では実施済みです。</p>	<p>境港市国民健康保険では、今年度から保険証の形態を世帯単位から、個人単位のカード式に変更しました。 このことにより、保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けることが可能になったところでございます。 意思表示欄を保護するシールにつきましては、今年度は、窓口に臓器提供意思表示への記入を促すポスターを掲示し、ご希望の方には配布しているところです。 組合健保などと違い、国民健康保険では毎年度、更新手続きが必要となっておりますので、来年度は、この保険証更新時に保護シールが配布できるよう対応したいと考えております。 貴重なご意見をありがとうございました。</p>
44	10月19日	文書	収税課	<p>1. 境港市税等口座振替依頼書の最上段の依頼金融機関名及び支店名を記入する欄は、2枚目以降に複写にならないようにしてほしい。 2. 最上段の欄の金融機関の支店名は、振替口座として指定する口座のある支店名を記入することの説明がないので、説明を載せてもらいたい。</p>	<p>1点目のご提案については、現在の用紙全体が複写となる様式から、ご指摘のあった部分についてはカーボン複写とならないよう改め、口座振替依頼書の次回印刷分から様式を変更させていただきます。 2点目のご提案については、在庫の用紙には、最上段の金融機関名及び支店名の欄の近くに、「※指定預(貯)金口座のある金融機関名及び本・支店(所)名を記入してください。」とゴム印で明記し、金融機関にもその旨を周知いたします。また、次回の印刷分からは、ゴム印での説明と同文を印刷いたします。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
45	10月30日	電子メール	生涯学習課	<p>境公民館についてですが、集会室を定例で借りておられる方がおられるみたいです。 公民館は市民のための公共施設であり、一部の方がいつも使われるのはどうかと思います。他の部屋の広さだどこを使っても大差はないのですが、年に一回など、大人数で集まりたい時に借りられなくて集まる場所がありません。 定例で入っているのでも、使えないといつも断られますが、たまには譲っていただきたいのですが、どうにかできないのでしょうか。</p>	<p>日頃から公民館の運営につきましては、ご理解・ご協力をいただき有り難うございます。 境公民館の定期的な使用については、年度末までに翌年度の計画を出していただき、3ヶ月ごとに申請をしていただいております。 定期的に使用されている団体の予約と、新たに使用の申請をされた団体の希望日時が重なった場合は、使用目的・人数等を考慮したうえで、定期的な使用団体に変更をお願いするなど、柔軟な対応を心掛けております。 しかしながら、ご希望の日時に使用できない場合は、代替案(しおさい会館、なぎさ会館の利用等)をご提示するなど、より多くの方々に使用していただけるよう、利用者サービスに努めて参りたいと考えております。</p>
46	11月7日	郵送	水産課	<p>渡船場の公衆トイレについて トイレのトイレットペーパーが少ない。</p>	<p>渡船場跡地にある、海岸緑地トイレにつきましては、シルバー人材センターと清掃委託契約を締結しており、毎週月・金曜日に清掃を行っています。また、市職員も、定期的に見回りをしており、トイレの状況を確認しております。 提案者様には、いつもトイレの情報を提供いただき感謝しております。連休やイベント等があるときは、多めにトイレットペーパーを補充するように努めておりますが、高校駅伝によるトイレの利用者が思った以上に多く、トイレットペーパーが少なくなりご迷惑をお掛けしました。 今後は、トイレの状況を今以上に確認しながら、連休前等には通常の倍のトイレットペーパーを持って行くなどし、不足のないよう補充したいと考えていますので、引き続き、市への情報提供をお願いいたします。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
47	11月7日	郵送	都市整備課	<p>【大正川の新トイレについて】</p> <p>床が薄汚れていますので、度々、都市整備課に床をきれいにするようお願いしましたが、あまりきれいになっていません。天気の良い日に電動の床掃除機を使い、月に1度は、特に汚れが目立つa手洗いの場所、b男性小便器、c掃除道具入れの前など、念入りに清掃して頂きたいと思っております。</p>	<p>大正町トイレの清掃については、社会福祉法人「まつぼっくり」に委託し、毎日丁寧に清掃されています。トイレの床の薄汚れにつきましては、土足で人が頻繁に出入りする場所であり、完全に薄汚れを取るのには簡単ではないことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>ご指摘の手洗いなどの汚れが目立つ箇所については、念入りの清掃に心がけるよう「まつぼっくり」に依頼し、年末の大掃除などで可能な限りきれいにしたいと考えています。</p>
48	11月7日	郵送	環境衛生課	<p>【犬の飼い方の啓発について】</p> <p>弥生公園の芝生に犬のふんが落ちているので市報で啓発してほしい。</p>	<p>飼い犬のふん尿の始末など犬の飼い方については毎年1回程度、市報で正しい飼い方等の啓発を行っております。</p> <p>また、ホームページでは年間を通じて啓発を行っているところです。</p> <p>今後も、同様に飼い主の方々にマナーを守っていただくよう広報して参りたいと考えております。</p>
49	11月8日	回答不要のため、ホームページで公開	総務課	<p>窓口に支払いに行って「こんにちは」と言ったけど、「こんにちは」とは言ってもらえず、「お支払いですか」</p> <p>支払いが終わってからも、すぐに背を向けられ、こちらから「お世話になりました。」と言ったら顔半分こちらに背中を見せたまま。ちょっとつめたい感じがします。</p>	<p>職員の窓口対応について不愉快な思いをされたことにつきまして、誠に申し訳なく心よりお詫び申し上げます。</p> <p>市民の方々への対応は、細心の心配りをして行うよう指導しており、毎年接遇研修を行い、接遇マナーの向上を図り、お客様一人ひとりを大切にしたい対応を心がけているところです。</p> <p>この度のご提案内容につきましては、あつてはならないことですので、改めて全職員に対し、お客様に失礼のない対応に努めるように注意喚起を行い、指導徹底をいたしました。</p> <p>今後とも、ご意見・ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
50	11月13日	回答不要のため、ホームページで公開	管理課	<p>夕日ヶ丘分譲地の街灯が少なく、夜は暗く防犯性に欠けると思っています。</p> <p>街灯を増やしてはどうでしょうか。</p> <p>一度、夜見に行ってください。</p>	<p>いただきましたご意見は、現在、市長までの報告を行いました。</p> <p>ご意見は担当課におきまして今後の業務へ参考とさせていただきます。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
51	11月26日	電子メール	管理課	<p>以前に外江町の公道の件で電話をさせて頂きました。 使用されていない空地から雑草が伸びて交通の妨げになっている。ただでさえ細い道にびっしりと蔦がからみ草が生えています。 二ヶ月以上前に電話しておりますが、未だに放置されたままです。空地ですので居住者はおりませんが、法務局で調べれば所有者も判明、連絡をする事は可能なはず。いかに公道にはみ出す雑草でも、勝手に切る事は法的に出来ないと存じておりますが、法的言えば切る事を指示は出来るはず。 このおかげで車に小傷がついておりますが、損害に対して市役所は何をして頂けますか？ 机に座っているだけで、話しを聞いているだけで、対応しない。 この件にしても不正受給にしてもそうです。何処の会社であっても仕事の出来ない社員であれば必要ありません。 これは当たり前ですが、ほったらかしにしても誰からも咎められない実情が市役所内にあるからです。改善すべきでしょう。</p>	<p>ご指摘の箇所は、以前連絡を受けた時に、地権者を調べて連絡をしたところ、自分で切るといわれたので、確認までしていませんでした。 大変申し訳ありませんでした。 今回も再度地権者に連絡をしました。自前で処理するといわれましたので、少し待ってから対応したいと思っております。</p>
52	11月27日	電子メール	議会事務局	<p>議会との懇談会について 誠道町での懇談会の再開催を要望します。 [理由] 誠道校区以外の方の発言(2人)が約50分にもおよび十分な地域との懇談が出来なかった。何十年前にあった事を長時間にわたり発言しこれを制し、後で時間を取り聞くとする配慮をとらなかった。この事は議会側の不手際ではありませんか？ 多分、一人当たりの発言時間は決めてあったのでは？ 懇談時間が90分となっているのにただ、時間が過ぎれば良いと言う判断があったのでは？ 会場にて配布された資料(アンケート結果)は当日会場にて渡されても、その場で読み切れません。事前に公民館に置いておくべきでは？</p>	<p>この度は、市民と議会との懇談会にご参加いただき、ありがとうございました。ご提案について、市議会といたしましてご回答申し上げます。</p> <p>①誠道地区での懇談会の再開催につきましては、現時点では考えておりません。懇談会では司会者が質問の際に注意点を述べておりますが、誠道地区では参加人数が少なかったこともあり、今回のような進行になり大変ご迷惑をおかけしました。今後は、なるべく多くの人にご発言をいただける進捗に努めていきたいと考えております。</p> <p>②アンケート結果につきましては、この度は、懇談会において直接配布して説明する方法で、お知らせすることといたしました。いただきましてご提案は、貴重なご意見として承り、今後の活動に活かして参りたいと考えております。</p>
53	11月27日	電子メール	総務課	<p>市役所全体への電話を対象に、フリーダイヤル設置を要望します。 地域にてボランティアをしている関係で時々市役所に電話をします。その時、いつも思うのですがなぜ、電話代こちらもちで電話しないといけなのかなと？ おそらくは、他の市民の方々もそう思われているのでは。</p>	<p>この度は、「市民の声提案箱」に貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。 本市では、防災行政無線放送テレホンサービスにフリーダイヤルを導入しておりますが、市役所代表電話及び各課の直通番号へは導入していません。 市民の皆様から市役所にいただく電話は、個別の業務内容に関するもの、各種相談や要望など、多岐に渡っており、内容によっては長時間に及ぶものもあります。 これらを全てフリーダイヤルで対応し、その費用は全て市が負担するようになりますと、市政運営は市民の皆さまからの税金で賄われているため、結果的には市民の皆さまに負担をお願いすることになります。 そのため、全面的なフリーダイヤルの導入は、費用面や受益者負担の原則などから困難であると考えております。 なにとぞご理解のほどよろしくお願いたします。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
54	11月30日	郵送	都市整備課	<p>公衆トイレの管理について 11/21、台場公園に男性用和式便器の中に、大量の便やタバコの吸いガラが2、3本と何か異物があつた。 また、馬場崎町公園、身障者用(様式)便器の中に、紙がいっぱい流れなかった。同日、都市整備課の職員に清掃をして下さいと連絡をしましたが、翌日、台場公園に行ってみたら、そのままの状態、水を流してみると全く流れず、便器の中いっぱいに貯まりました。 せっかく異常を見つけて市役所に連絡をしても、無視されたようです。連絡した時は、利用者の為に何か良い方法で動いて欲しいです。</p>	<p>11月21(水)の台場公園トイレの男子便器に汚物が溜まっていた件については、当日が清掃委託人(有償ボランティア)による清掃予定日であったことから、その清掃委託人の対応に頼ってしまい、職員が現地を確認することをしていませんでした。この点については、深く反省をしています。 11月23日(金)には、9時23分に宿直より男子便器が詰まっているとの連絡を受け、9時40分頃に職員が対応しました。 ご連絡を頂いた際には、真摯な対応に努めていきますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。</p>
55	11月30日	郵送	通商観光課	<p>・水木しげる記念館の無料開放について、無料ではなく半額にするとかして収入を得た方がよいのではないか。 ・民営化し、夏季は閉館を7時、8時まで延長すれば活性化につながるのではないか。</p>	<p>このたび水木しげる記念館にご来館いただき、誠にありがとうございました。 10月25日の無料開放は、今年、鳥取県が開催した国際まんが博のグランドフィナーレが境港市で開催されたことに伴い、協賛するかたちで行ったものです。経営面につきましても、お蔭様で水木しげる記念館は開館から現在まで、継続して安定した黒字経営を続けているところです。また、運営主体は(株)水木プロダクションとの協議により、市の直営としているものです。 夏季の時間延長につきましては現在、通常午後5時閉館を夏休み期間中は、1時間延長して開館しております。入館者のアンケートからも開館時間につきましては、現行が適当であるとの声が圧倒的に多い状態です。 これからも入館者の方に喜んでいただける館運営に心がけてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします このたびのご提案につきまして、心より感謝申し上げます。</p>
56	11月30日	郵送	自治防災課	<p>米川沿いのサイクリング道路利用について、 車を運転していると、車道を走行している高校生が多い。案内板などを設置して事故が起こらないようにして欲しい。</p>	<p>ご提案のありましたサイクリング道路につきましては、県道となりますので、ご提案を市から県民課にお伝えしました。県との協議の結果、県道の管理、及び高等学校への自転車の運転マナーの啓発のご提案の詳細について、改めてお伺いするとの返事をいただきましたので、お手数ですが県民課までご連絡いただきますようお願い申し上げます。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
57	1月9日	回答不要	自治防災課	<p>●地震・津波・原発災害からの避難について 境港市の防災行政無線放送は、内容がはっきりと聞き取れない。スピーカーの方向・設置場所(の調整)、放送を行う者が「さしすせそ」をはっきり発音して欲しい。 無線放送電話(受信機)が安価で手に入るならば、各家庭にあっせんして欲しい。米子市の放送ははっきり聞こえるので参考にして欲しい。</p>	<p>いただきましたご意見は、市長までの報告を行いました。 ご意見は担当課におきまして今後の業務へ参考とさせていただきます。</p>
58	1月9日	回答不要	通商観光課	<p>●境港市の観光について 境港市は「きたろう・すぐかえろう」の町ではないかと思う。観光客にのんびりと楽しく観光して境港市を後にして欲しい。 しかし、アーケードの内外の店が閉まっていることが残念です。せめて8時半頃からオープンして欲しい。境港市にホテルがあり、アーケードも夜遅くまでオープンすれば、自然とお金も落ちるのではないかと思います。 アーケード内外の方にもっと勉強していただき、市からハツパをかけてください。</p>	<p>いただきましたご意見は、市長までの報告を行いました。 ご意見は担当課におきまして今後の業務へ参考とさせていただきます。</p>
59	1月21日	電子メール	地域振興課	<p>少子化問題の前に若者の晩婚化と未婚化の対策検討も大事かと思えます。他の市町村や商工会などで実施されている婚活の企画など実施してはいかがか。</p>	<p>本市は、平成23年度から、結婚支援事業として取り組みを開始しております。 取組内容としましては、安来市と共催で「親の代理お見合い交流会」を平成23年度に3回、本年度もすでに2回開催し、2月24日に第6回目の開催を予定しております。また、本年度から松江市と独身者同士の交流会を10月に実施しました。来年度も同様に松江市と安来市と連携して、この問題に取り組んでいくこととしております。 この他にも、境公民館が主体となって、年数回、婚活イベントを開催されています。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
60	2月4日	電子メール	教育総務課	<p>先日、初めて教育委員会を傍聴させて頂きました。 事前の申請が必要との事でしたので事務所に申出掛け申請書類に必要な事項を記載し提出しましたが、住所、氏名、電話番号のみの事項でした。 この内容のみでわざわざ事前に事務所まで出掛け申請書類を提出しないと傍聴出来ないとする意味が全く理解不能です。電話申請で十分ではありませんか？ 開催当日、開催場所にて記載、提出で十分ではと思いますが。何か理由があれば教えてください。</p>	<p>教育委員会の傍聴につきましては、教育委員会傍聴人規則で「会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ自己の住所、氏名等必要事項を記載した傍聴許可申請書を委員会に提出し」と定めているため、事前申請をして頂いております。ご指摘のとおり、記載内容につきましては、開催当日の会議前に記載、提出できる内容であることから、教育委員会でも申請方法について見直す方向で検討しておりました。傍聴者の方にも資料を配付する関係で、人数の把握は必要になりますので、次回の教育委員会から電話での連絡でも受付可能とし、当日会議前に申請書を記載して頂く方向で見直したいと考えております。</p>
61	2月8日	電子メール	自治防災課	<p>境港市は、防災面には力を入れておられるようですが、島根原子力発電所に関しては、容認なのでしょうか？ 市長は、どうお考えでしょうか。</p>	<p>原子力発電所につきましては、まず、原子力規制委員会が新たな安全基準のもと、個々の原発の安全性について審査しなければなりません。その上で将来の市民生活、経済活動を確保するエネルギー政策について、国に示していただき、これと考え併せて必要性を判断しなければならないと考えています。</p>
62	2月8日	電子メール	生涯学習課	<p>境港市内で原発反対派の映画上映会を境港公民館など公共施設で開催することを認めて頂けますでしょうか。</p>	<p>日頃から公民館の運営・活動につきましてご理解・ご協力をいただき、有り難うございます。 公民館等社会教育施設の利用に関しましては、住民の教養の向上や健康の増進等を図ることを目的とした利用をしていただいているところです。 原発反対の内容の映画上映について、下記の内容を守っていただければ利用可能と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画上映が政治的に中立であり、特定の個人あるいは団体の利害に関するものでないこと。 ・ひろく一般住民を対象としたものであること。

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
63	2月12日	ホームページ公開	総務課	<p>市の職員が、昼食をとるために昼の休憩時間に自宅に帰るといのはどうのことですか。休憩時間といえども、あくまでも「拘束時間」であり、職場を離れることは出来ないはずで。</p> <p>休憩時間とは、突発的事項が発生した時などには、いつでも業務に就ける体制をとっておかなければならない時間のはずですが、境港市がそれを許していることで特別な何かがあるのですか。</p> <p>他の市町村や鳥取県の職場で、昼の休憩時間に食事のため自宅に帰ることが許されているところが他にもあれば教えてください。少なくとも、私の地元の市町村でそういう箇所はありませんでした。</p> <p>全員が食事をする施設がないため、市中へ出て近くの食堂などで食事をする事は許されています。それ以外どんな理由であれ拘束時間内に自宅に帰るなど、賃金カットか処分の対象になります。</p> <p>そのために境港市の職員募集は、いつまでも近い範囲の「境港市内在住の者」に限定しているのですか。</p> <p>市民の税金で給与が払われていることを忘れず、最低限度の勤務の厳正化に真面目に取り組んでください。</p> <p>飯付、昼寝付の勤務は一日も早く断ち切るべきです。今だにそんな公務員職場があることに、怒りを感じ強く抗議します。</p>	<p>休憩時間は、労働基準法の規定により、労働時間が6時間を超える場合、労働時間の途中で少なくとも45分設けることになっています。また、同法には、その休憩時間の自由利用が義務付けられています。</p> <p>以上のことから、他の多くの自治体と同様に本市でも休憩時間を1時間と定め、その利用については法の趣旨を尊重し職場を離れることも認めております。</p> <p>なお、窓口のある職場では、職員が交替で休憩時間をとることとし、業務に支障をきたさないよう体制を整えています。</p> <p>職員の休憩時間の利用について、ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>※このご意見に関しまして、市報へ回答掲載のご希望がございましたが、ホームページへの公開とさせていただきます。ご了承ください。</p>
64	2月13日	郵送	地域振興課	<p>ふるさと納税で、1/17に 郵便局から振込みしましたが 市長殿よりのお礼のA4のシートと寄付金受領証明書をようやく2月12日、本日受け取りました。</p> <p>境港のホームページには「【4 寄附金受領証明書のお受取り】寄附金の入金確認後、境港市から「寄附金受領証明書」を郵送いたします。」とありますが、なぜ 26日間も要するのでしょうか。</p> <p>民間であれば、お金を受領すれば、感謝の気持ちを持って、即時に、領収書の発行がなされるのに、境港市は、どうして甘えた対応をしているのでしょうか。</p> <p>ふるさと納税のHPは「ふるさと納税」で、魚と鬼太郎のまち境港をご支援ください」と大々的に記載ありますが、いまの対応では、賛同者に不愉快な思いを与えかねないのではと心配します。</p> <p>抜本的な対応の改善策を含め市長殿のご意見を承りたく宜しく願い申し上げます。</p>	<p>このたびは境港市のふるさと納税にご寄附いただいたのにもかかわらずご不快の念をおかけしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>通常ですと払込み手続きから10日ほどで寄附金受領証明書がお手元に届くようにしております。</p> <p>1月中のご寄附に対する寄附金受領証明書につきましては、寄附金受領年が「平成25年」となるため、「平成26年2月」の確定申告時に提出していただくものとなります。</p> <p>平成25年2月からの確定申告用と混同される場合があるのではないかとこちらが勝手に思い込み、意図的に寄附金受領証明書の発送を控えておりました。</p> <p>今後は、ご寄附をいただいた際には、迅速な寄附金受領証明書の発送に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
65	2月18日	回答不要	通商観光課	<p>境港市に観光で伺った者が、午前は水木しげるロードで楽しく過ごし良いところだなと思ったのですが、その後の昼食で非常に不愉快な思いをしました。</p> <p>定食にカツオのタタキが出てきましたが、境港ではカツオのタタキが名物なのでしょうか。日本海の海の幸はないのでしょうか。観光客を馬鹿にしないでしょか。しかも注文してからものの2～3分ででてくる定食って作り置きなのでしょうか。</p> <p>このような観光向けの施設でこのような内容の料理を出していると二度と観光に行くものかと思ってしまいます。</p> <p>市の観光行政にも少なからず影響するものだと思うのですがいかがでしょうか？境港が非常に良いところだったからこそこのような施設がこのように料理をだしていることが非常に残念でなりません。</p>	
66	3月8日	電子メール	商工農政課	<p>3月7日はとても強い西風が吹き、この西風によって誠道町の西側に広がる畑から砂が巻き上げられ町内に降り注ぎました。中国のタクラマカン砂漠に匹敵する規模です。この事に関しては「市長と語る会」に於いても3年連続して対策を町民から訴えています。何一つ対策が取られておりません。</p> <p>もともと誠道町は県供給公社の分譲であったわけですがそれが理由でなにも対策がとられないのでしょうか。鳥取県がやるべき事なので境港市としては責任がないのであればはっきりその事を町民に説明すべきではありませんか。</p> <p>PM2.5,中国の黄砂、加えて畑の砂の飛散、この季節はとて暮らしく大変です。365日ここでくらすしている町民にとっては大事な問題です。誠意ある回答をお待ちしています。</p>	<p>誠道町西側に広がる畑からの飛砂防止対策については、たびたび誠道地区自治連合会より、ご意見、ご要望をいただいております。</p> <p>特に春先の西風による飛砂は、付近にお住まいの方々への影響が大きいものと認識しております。</p> <p>ご指摘の農地は、本市特産の白ねぎの作付が行われ、荒廃農地化することなく、市内の農家による適切な営農管理により農地の保全とその有効活用に努めていただいているところです。</p> <p>また、強風の際には耕うんや農薬散布を控えるなど、農家の地域住民の方々を意識した配慮や工夫、努力もされていますが、この区域は、干拓地のように強風の際のスプリンクラーによる飛砂防止対策が可能な場所ではありません。</p> <p>本市建設部とも協議を行い、農地と居住区との間に幅6mの緩衝緑地帯を設け、マテバシイなどの樹木を植栽することで、飛砂の影響を少しでも軽減する事業を考案しましたが、用地買収費、工事費などの事業費が約7千万円と、多額な経費がかかること、また、完成後の維持管理費も相当額必要なことから、現段階では実施困難と考えております。</p> <p>仮に、緑地帯を整備した場合、現在有効活用されている農地への農業用機械の進入が制限されるなど、営農の効率が悪くなる懸念もあります。</p> <p>現在、国が渡地区で砂山の飛砂防止対策として実験中の防砂ネットの効果や設置に係る経費、維持管理費の検証を行い、引き続き関係者との調整、協議を重ね、解決策を検討していきたいと考えております。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
67	3月8日	電子メール	福祉課	<p>私は民生委員を仰せつかっています。</p> <p>担当地区の高齢者の方が救急車で運ばれました。丁度、その時は畑仕事をしていて近くであったので駆けつけて救急隊員に状況を聞きましたが教えてもらえませんでした。しばらくしてから家に帰り消防署(今回は米子地区)に状態を聞こうと思い連絡しましたが最初は教えてくれませんでした。自分は民生委員であり法律で守秘義務を課せられているのに教えてくれないのは個人情報保護法の乱用ではないのか、民生委員と言う意味がわかっているのか、等、等やり取りをした結果やっと話をしてくれました。以前、同様な事案が境消防署でもありました。春の一斉調査の時、表札がかけてない家があり通りがかった郵便配達の方に聞いたら個人情報だから言えないと言われました。</p> <p>こんな事では民生委員の役割は果たせません。時間がかかって大変です。暑い夏場など、こちらが体調を崩しそうです。</p> <p>これらの事を出来るだけなくする為、公的な施設等に向け、「民生委員には協力をお願い」と言う様なお願いを市から出せないものでしょうか。</p>	<p>このたびは市民の声提案箱にご意見をいただきましてありがとうございます。</p> <p>民生委員のみなさまには平素より本市の地域福祉の推進にご協力いただいておりますこと厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、民生委員の活動については、民生委員法(昭和23年法律第198号)第14条にその職務が規定されています。区域内の住民の方の実態や問題点の把握、日常的な見守り活動や支援を要すると思われる住民からの相談や援助、福祉サービスなどの情報提供、関係機関への連絡と協力など、地域住民の福祉の増進を図るための活動を行っていただいております。</p> <p>このような職務・活動を行うにあたっては、このたびの事例のように、特別な事象が起こったときに関係機関等から世帯の状況や現場での様子を把握しておく必要がある場合も多々あるかと存じます。活動の際には民生委員の身分証明書を携行していただくこととなり、委員としての身分を明らかにして職務にあたっていただいております。</p> <p>しかしながら相手方の各関係機関においてもそれぞれ守秘義務が課せられている場合もあり、一律に「情報を提供すべき」とすることが難しい部分もございます。</p> <p>「民生委員は厚生労働大臣から委嘱を受け、法律により守秘義務を負い、行政の協力的要務をおこなっている」ということを地域住民等へ周知していくとともに、その活動に必要な範囲で、関係機関から情報が適切に提供されるように市としてもあらためて協力を要請していきたいと思っております。あわせて、境港市民生児童委員協議会等と連携しながら啓発や働きかけをしてまいりたいと思っております。</p> <p>今後とも本市の地域福祉の向上のためにお力添えをいただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
68	3月12日	電子メール	環境衛生課	<p>介護従事者による要介護家庭のゴミ搬入の許可について</p> <p>介護施設の方から聞いた話から提案させていただきます。以前はヘルパーさんが焼却場に直接搬入するゴミについて問題はなかったそうですが、最近はできないと聞きました。現在実家は、ヘルパーさんをお願いして、ゴミを指定日に出して頂いています。介護制度の変更で時間延長に料金が発生しない中、時間外となっても精一杯働いて頂いています。</p> <p>焼却場にゴミを搬入可能となれば、指定日にこだわることなくゴミを出していただだけ、その上に、朝出さなければいけないという時間の制約からヘルパーさんが解放され、訪問時間設定に汎用性が出てきます。福祉業務を助ける意味から、以前のようにゴミ搬入を許可して頂きたい。</p> <p>なお、福祉事業者とわかるように、許可証を発行して頂ければ、区別も可能と考えますがいかががでしょうか？検討願います。</p>	<p>日頃は、境港市のごみ行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。ヘルパーによるごみ搬入に対する問題点については次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー業務時間中に清掃センターにごみを搬入する場合には、廃棄物処理法上の「ごみの収集運搬業の許可」に該当し、違法となること。 ・近隣市(米子市・松江市)でもヘルパーさんのごみの搬入に対し上記の「許可」を与えておらず、ごみ処理施設への直接搬入を認めていません。 ・ヘルパー業務中のごみの排出については、介護保険の生活支援提供時間の適用になるのは最寄りのごみ集積所だけであり、ごみ処理施設までの搬入時間は含まれていない。 <p>このような問題点があり、以前のような搬入に対し検討した結果、ヘルパーさんが介護世帯のごみを搬入することは認めず、あくまでも、ごみ集積所に排出していただくことを基本としているところです。</p> <p>しかしながら、現段階では、市内の独居の介護世帯等に対しては、このような問題を超えて解決できる方法も検討しております。例として、介護施設等にヘルパーさん専用のごみ集積所を設けることができないかなど、関係者とともに検討しているところです。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>

番号	受付日	回答方法	担当課	提案内容	回答内容
69	3月21日	電子メール	市民課	<p>新聞にのっている「おくやみ欄」はご遺族の了承を得て情報提供を各新聞社にしています。市のホームページにそうゆう「欄」があっても良いと思いますが、いかがなものでしょうか。</p>	<p>新聞にある「お悔やみ欄」につきましては、本来、新聞社がそれぞれにご遺族と連絡を取り、了解を得た上で掲載すべきものですが、葬儀の準備に追われるご遺族の負担を軽減するという意味で、市が新聞社に代わって掲載の希望確認を行い、情報提供を行っているところでございます。</p> <p>当然、ご遺族の中には、様々な理由により、新聞への掲載を希望されない方々がいらっしゃいます。</p> <p>このような方々に対し、様々な憶測を耳にすることも少なくなく、「お悔やみ欄に載せない」ということもひとつの個人情報であるという想いを強くしております。</p> <p>市のホームページに「お悔やみ欄」というご意見でございますが、すでに、新聞という媒体により情報提供が行われ、十分活用されているということ、不要な憶測を招く可能性のある情報を公的な手段を使って積極的に伝えることは適当ではないということなどから、市のホームページに「お悔やみ欄」は設けないこととしております。</p>
70	3月22日	電子メール	下水道課	<p>水洗便所に改造する際の市の融資制度では、給与収入の有る配偶者を連帯保証人とすることができないが、他の人には頼めないのが、保証人不要の民間資金を活用した。</p> <p>例えば、滞納がなく、定期的な収入が有る場合には、連帯保証人がなくても融資が可能となる制度を作るなど検討すべきではないか。</p>	<p>現在の「水洗便所改造資金あっせん制度」では、融資の要件の1つとして独立の生計を営む連帯保証人が必要です。</p> <p>保証人の廃止については、融資により発生した金融機関の損失を市が補填することになっており、個人の債務を市民に転嫁することに繋がることから、慎重な対応が必要です。</p> <p>このため、例えば保証人に代わる保証会社による保証の導入などについて、金融機関と協議をしているところですが、他市の取扱い等も参考にしながら、できるだけ利用しやすい制度になるよう、見直しを行っていきたいと考えています。</p>